

注文した記憶のない商品の 送りつけに注意！

＜今回の相談事例＞

先日、知らない業者から「注文いただいていた健康食品を送る。」と電話があった。注文した覚えがないので「注文していないので送らないください。」と言ったが、一方的に電話を切られた。もし商品が届いたら、どうしたらよいか。
(70代女性)

【アドバイス】

●届いても商品を受け取らないでください！

注文していない商品を一方的に送りつけ、代金を支払わせようとする「送りつけ商法」の相談が再び増加しています。このような電話がかかってきたら、きっぱりと断りましょう。それでも商品が送られてきた場合は、配送業者に「受け取りを拒否する」と伝え、商品を受け取らないでください。その際、送り主や連絡先を記録しておきましょう。

●商品を受け取ってしまった場合は・・・

万が一、商品を受け取ってしまった場合は、届いた日から14日間、商品を開封せず保管しておけば、その後は自由に処分できます。商品を手元に置いておきたくない場合は、着払いで販売業者に返送することもできます。

●強引に勧誘され承諾してしまった場合はクーリング・オフができます。

電話で断っても「間違いなく注文を受けている。商品は送る。代金を支払うように。」など強引に勧誘され、断りきれずに承諾してしまった場合は、書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。

●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎^{いやや!}188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)
福岡県警察相談窓口 ☎ #9110 (24時間対応)



まもりん



みもりん